

2018年度 事業計画

(2018. 4. 1 ~ 2019. 3. 31)

一般財団法人 少林寺拳法連盟

目 次

I 総論

1. 社会の視点
2. 一般財団法人少林寺拳法連盟の視点
3. 5ヶ年総括（2013年～2017年）
4. 3ヶ年方針概要（2018年～2020年）
5. 重点課題

II 各事業計画及び事業内容

1. 少林寺拳法の普及及び指導に関する事業

- 【1】大学少林寺拳法部連盟本部合宿
- 【2】学生少林寺拳法連盟委員長研修会
- 【3】中学・高校少林寺拳法部連盟本部合宿
- 【4】中学校保健体育における武道必修化

2. 指導者の養成

- 【1】支部長・監督研修会
- 【2】少年部指導者講習会
- 【3】指導者講習会
- 【4】支部長・監督資格認定研修会
- 【5】支部長資格仮認定研修会（学生対象）
- 【6】学生指導研修会
- 【7】全国指導者研修会
- 【8】学校少林寺拳法実技指導者講習会
- 【9】中学校武道必修化特別研修会
- 【10】運用法研修会

3. 各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに指導員の派遣に関する事業

- 【1】少林寺拳法全国大会
- 【2】全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会
- 【3】全国高等学校少林寺拳法大会
- 【4】全国高等学校少林寺拳法選抜大会

- 【5】全国中学生少林寺拳法大会
- 【6】少林寺拳法全日本学生大会
- 【7】全自衛隊少林寺拳法大会
- 【8】各種大会
- 【9】各地区学生少林寺拳法連盟合宿

4. 会員の承認及び会員に対する指導・助言

- 【1】理事長研修会

5. 少林寺拳法の技術指導・学科指導に関する調査・研究

6. 少林寺拳法に関する機関紙及び図書等の発行

- 【1】少林寺拳法普及の機会を広げ、支援・協力者（団体）を増やしていく
- 【2】出版その他

7. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流

- 【1】関係諸団体との連携
- 【2】地域社会での協力

8. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

- 【1】鏡開き・稽古始め
- 【2】宗道臣デー（月間）
- 【3】本部修練
- 【4】危機管理システムの充実
- 【5】日中及び国際交流事業
- 【6】「遺す事業」及び「足場を固める事業」
- 【7】理事会
- 【8】評議員会
- 【9】都道府県連盟・各連盟理事長会議
- 【10】少林寺拳法の知的財産の保護に関する事業
- 【11】事業課活動の拡充

I 総論

1. 社会の視点

科学技術文明時代において、日本は世界第三位の経済大国であり、「技術立国」を標榜しており、国内のみならず世界貢献を果たしてゆくためにも、その先進技術やサービスは、子供たちの未来や、世界の平和と福祉に繋がるものでなければなりません。

しかし、日本は世界でも例を見ない未曾有の超少子高齢化を迎え、国家負担や市場創出など深刻な諸問題に直面しており、数十年後には世界の経済大国上位から姿を消すことも危惧されています。

少子高齢化問題にいち早く取り組み成果をあげてきたEU諸国を参考に、日本も官民一体で取り組む必要があります、NPO等への期待は高まっております。

このような状況の中、高齢者の健康寿命促進、雇用促進や若手への技能継承、介護や高齢者の孤独孤立問題等について政府、自治体、NPO、企業などのコラボレーションの強化が重要となります。

また、国を担ってゆく若者は、いつの時代も国の宝であり、力強く生きる力を身につける必要があります。

2. 一般財団法人少林寺拳法連盟（以下、「一財連盟」という）の視点

少林寺拳法創始40周年から60周年までの事業は、「社会に役立つ人づくり」を念頭に主に内部に向けた点検や意識改革、組織整備が中心でした。創始70周年は、内部とともに、社会へ向けた架け橋という転換の機会としました。80周年に向けては、「社会に役立つ組織づくり、指導者づくり」を本格化させてゆきたいと思えます。

「人生百歳時代、健康と食、生きがい」などの言葉が日常的に溢れ、SNSがコミュニケーションや癒しの主流になりつつある昨今、「人づくりの行としての少林寺拳法」が、ライフサイクルに組み込まれる為には、柔軟な制度・環境づくり、及び、修練方法の刷新が急務です。

2011年以降、250以上のスポーツ少年団支部が設立され、A・B会員は微増しました。一方、C会員は減少の対策が不十分だった為、4万名減少し、一財連盟の財政改善が急務な状態にあります。今後約10数年で18歳人口は20万人減少し、100万人をわると推計されています。

そこで、組織の事業や運営に加えて、根本的な経営改革についてもその計画を強化する必要があります。

70周年事業のテーマ「架け橋」によって再構築された繋がりを生かしながら、難局を迎える日本国と不穏情勢のアジア地域を、世界平和の視点から、少林寺拳法が目指す人づくりと国づくりをもって貢献したいと思えます。そのためにも、“真の武道による人づくり”という独自性を育みながらも、グループ内他法人との連携と活性化を大切にしていきたいと思います。

3. 5ヶ年総括（2013年～2017年）

- 2013年
- ・日本武道館と共催で「全国少林寺拳法指導者研修会」の開催を開始した。
 - ・世界大会 in 大阪に、審判団や審査スタッフ支援などの協力を行なった。
 - ・団塊世代や高齢者、女性対象の「少林寺拳法コース制」をクラブ化した。
- 2014年
- ・全国高等学校総合体育大会の正式種目となり、活躍した拳士がマスコミで多数取り上げられ、入賞者の大学推薦入試が急増。高校連盟では競技至上主義について注意喚起を繰り返した。
- 2015年
- ・少林寺拳法健康プログラムのクラブ数は21、会員は171名と増加した。
 - ・2012年に採択された中学校武道必修化事業は、全国30校の中学校に普及した。
 - ・個人と団体会員増加を重点課題とした結果、A・B会員数は微増した。
 - ・公益法人制度改革に則りコンプライアンスのために行ったグループ組織改革の結果、一財連盟に入会することのメリットが十分に理解されていないことによりC会員が大幅に減少し、会員数は2010年度末対比37,172名減となった。
- 2016年
- ・C会員減少の対策が不十分だった為、4年連続赤字決算となり、約2億8,000万円の資産が減少した。2ヶ年計画で5,000万円の経費節減計画に着手し、2,000万円の削減をした。
 - ・支部長の負担軽減のため、諸手続きの簡素化、支部長の権限委任を増やすと共に、新規会員数増加と継続率向上の為の「魅力ある支部づくり」について各種研修会で重点講義とした。
 - ・健康プログラムのクラブリーダーから要望があった、事務手続きや各種受講等の軽減を図った。
 - ・大学本部合宿中に重大な後遺症が残る事故が発生した為、危機管理体制を再構築した。
- 2017年
- ・基本財産以外に取り崩せる資産が減少し続けている為、前年度より重点課題としてきた5,000万円の経費節減の仕込みを一財連盟総力あげて取り組み、その仕込みを完了した。
 - ・財務改善にあたり、理事会、内局にて身の丈経営（収入に見合った支出）の徹底により、資産の取り崩しを行わないこと、5,000万円の経費節減の仕込みの着実な実行を共通認識とした。
 - ・会員増加に向け、2018年度施行の公認武道館支部、日体協関連体育

館支部の設置を発表した。

- ・支部長、幹部のモチベーション向上の為、手続きの簡素化と役職袖章制度を復活した。
- ・中学校武道必修化の授業採択校数推進のため、スポーツ庁助成金を申請し各都道府県推進委員対象の特別研修会を開催し、次年度の全国指導者研修会（勝浦）へ繋ぐ計画を発表した。
- ・都道府県大会時に、事業課物品の委託販売を展開し400万円の増収を図ると共に、事業課の利益率向上の為、原価率、商品回転率、新物品開発等の販売戦略を総括した。
- ・70周年記念事業の実行委員会に参画するとともに、一財連盟では「創始者宗道臣（開祖）講話CDブック」を発刊し、所属長や学生OB・OG役員へ寄贈した。
- ・会員と保護者の満足度向上の為、会報や広報の改善を検討した。
- ・立合評価法のルール統一と審判員精度向上、並びに防具開発を検討した。
- ・ハラスメント、各種不祥事、トラブルの未然防止と共に、初動対応のガイドラインを検討し周知した。

4. 3ヶ年方針概要（2018年～2020年）

70周年事業を終えた一財連盟は、組織目的（幸福運動）に向けた歩みを止めることなく、難局を迎える日本とアジア、延いては世界の平和を鑑みながら、少林寺拳法が目指す人づくりをもって貢献してゆきます。

一財連盟が幸福運動を展開するにあたって、指導者のモチベーション向上、若手・女性指導者の育成と会員（保護者）の満足度向上、そして社会変化に即応した社会で役立つ組織づくりを目指します。

また、経済を伴わない理念は効果を発揮できないため、2018年度中に財務改善を図り、2019年度中の完全収支黒字化により、2020年度中より事業費の支出の割合を増やし、「運営の管理・抑制」から、「会員の創造と再生」へと、一財連盟の活動をより健全化します。

さらに、一財連盟とグループ各団体、少林寺拳法の後援団体が協同し、地域行政や他団体とコラボして社会活動展開を図ってゆきます。

5. 重点課題

(1) 指導者の指導技術の向上と共有化

- ①魅力ある支部・指導者づくり
- ②指導者用の補助教材製作
- ③会員（保護者）の満足度向上

(2) 社会状況に即応した組織づくり

- ①指導者の負担軽減（複数指導者体制）、若手・女性指導者の養成（副支部長制度）
- ②中学校武道必修化の採択校の促進（目標：各都道府県2校以上）
- ③健康プログラム会員数増加のための制度改善、PRを行う。
- ④中高年の復帰者や新入会者が継続しやすいように、年齢や体調にあった修練指導法を紹介してゆく。

(3) 普及活動の促進

- ①会員の継続・復帰率向上のための仕掛けづくり
- ②教員・警察・実業団・その他支部の設立促進
- ③会報のリニューアルと積極的活用促進
- ④各種行事、イベントの見直しと、広報（SNS含む）の促進
- ⑤支援者、賛助者の獲得促進

(4) 財政改善

- ①2016年度から2017年度に仕込んだ5,000万円の削減計画の着実な履行。
- ②身の丈経営（収入に見合った支出の徹底、行事の予算管理）により、資産の取り崩しを防止。
- ③事業課の増収増益を図る為、新物品の開発、各種見直しを行う。

(5) 職員の人財育成

Ⅱ 各事業計画及び事業内容

1. 少林寺拳法の普及及び指導に関する事業

以下の事業において、2018年度の重点課題を含め乍ら、企画実行を行う。

【1】大学少林寺拳法部連盟本部合宿

- | | | | | | | |
|---|--------|---|-------|----------|---|----------|
| 1 | 期 日 | 夏季 A週 | 2018年 | 8月29日(水) | ～ | 9月 1日(金) |
| | | 春季 A週 | 2019年 | 2月20日(水) | ～ | 2月23日(土) |
| | | B週 | 〃 | 2月27日(水) | ～ | 3月 2日(土) |
| | | C週 | 〃 | 3月 5日(火) | ～ | 3月 8日(金) |
| | | D週 | 〃 | 3月12日(火) | ～ | 3月15日(金) |
| 2 | 目 的 | 少林寺拳法の技法や友人との交流を楽しみながら、少林寺拳法が目指す5つの人づくり像を指導し、自分も他人も大切にしながら、生きる力を身につける | | | | |
| 3 | 対 象 | 大学少林寺拳法部所属の個人会員
18歳以上の個人会員（高校生除く） | | | | |
| 4 | 内 容 | (1) 会長講話
(2) 各種講義
(3) 技術練習
(4) 立合評価法（安全管理、練習、ルール確認）
(5) 鎮魂行
(6) 作務
(7) その他
・部長資格仮認定講習（選択制）
・討議（学年別 他） | | | | |
| 5 | 募集方法 | (1) お知らせ画面
(2) 各大学代表者（主将）宛メール
(3) 各大学所属長宛メール
(4) 18歳以上の個人会員宛メール
(5) 近年未参加校への参加催促メール
(6) 会報、ウェブサイト、Facebookなどの広報媒体での案内 | | | | |
| 6 | そ の 他 | ・支部長資格仮認定研修会対象の合宿とすることで、卒業後、支部長を目指す拳士を増やす。また、仮認定を取得させることで、卒業後の継続、また休眠した場合でも復帰しやすいよう精神的な垣根を低くする。
・学年によっては、部の伝統により合宿に参加したくても参加できない学生がいる。そのような学生に対しても参加しやすい合宿にしていく。 | | | | |
| 7 | 目標参加人数 | 1,800名（夏、春） | | | | |

【2】学生少林寺拳法連盟委員長研修会

- | | | | | |
|---|-----|--|---|-----------|
| 1 | 期 日 | 2018年12月20日(木) | ～ | 12月21日(金) |
| 2 | 目 的 | (1) 学生連盟委員長及び役員に対して
・学生連盟役員（公人）としての自覚を深める | | |

- ・学生連盟のあり方の確認をする
 - ・学生連盟の運営について正しい認識を持つ
 - ・大学少林寺拳法部の普及拡大等を検討する
 - ・会計が適切に行えているかを確認し、不備を修正すると共に、運営状態の確認を行う
 - ・学生連盟として適切な広報を行う為の知識を身につける
- (2) 一財連盟として
- ・学生連盟との関係性を深め、各地での問題に対して連携が取れるようにする
 - ・会計管理が適正に行えているかを確認、指導をする
 - ・学生連盟活動における悩み等を傾聴し、解決もしくは今後の課題とする
 - ・学生の現状を知り、現在の学生に対する常識の更新を行う
- 3 対 象 各地区学生連盟常任委員
- 4 内 容
- (1) 会長講話
 - (2) 各種講義
 - ・少林寺拳法の組織について
 - ・知的財産と広報について
 - ・会計処理について
 - ・本部審判委員会より
 - ・その他
 - (3) 全日本学生連盟会議
 - (4) 各地区会計監査
 - (5) その他

【3】中学・高校少林寺拳法部連盟本部合宿

- 1 期 日 2018年 8月 8日(水) ～ 8月10日(金)
- 2 目 的
- ・少林寺拳法をとにかく好きになってもらう
 - ・全国に仲間をつくる
 - ・職員、指導員、全国の仲間を通じて、視野を広げる
 - ・将来の夢、希望を持たせる
 - ・また連盟本部に帰ってきたいと感じてもらえるようにする
- 3 対 象 中学・高校少林寺拳法部所属の中学生・高校生会員及び少林寺拳法連盟所属の中学生・高校生会員
- 4 内 容
- (1) 会長講話
 - (2) 各種講義
 - (3) 技術練習
 - (4) 鎮魂行
 - (5) 作務
 - (6) 補強運動
 - (7) その他
- 5 募集方法
- (1) お知らせ画面
 - (2) 都道府県連盟 理事長、事務局長宛ご案内メール

- (3) 所属長宛ご案内メール
 - (4) 高体連専門部宛ご案内メール
 - (5) 会報、ウェブサイト、Facebook などの広報媒体での案内
 - (6) 一昨年、昨年参加者への個別案内メール
- 6 その他 実技指導者講習会と関連付ける。
生徒は合宿、所属長（指導員）は実技指導者講習会、というように、全体をセット行事として捉え、参加を促していく。
具体的方法：合宿、実技指導の並行日程表を開示する、等。
- 7 目標参加人数 300名

【4】中学校保健体育における武道必修化

- 1 目的 日本の未来を担う成長多感な中学生を対象に、少林寺拳法を知って親しんで普及に繋げるため。
- 2 目標 2020年度までに全国で100校の採択を目指す。
(1 都道府県当たり2校)
- 3 方法 採択校増加に向けた取り組み
- (1) 地域コーディネータの資質向上とその役割
都道府県推進委員に中学校武道必修化の意義と採択の手順、採択時の運営について理解をいただき、推進を県内に呼びかけていただく。
 - (2) パイプラインの強化
各都道府県連盟において、中学校保健体育における武道授業の指導者リストを作成する。指導者リストは地域で管理すると共に毎年の役職者報告書と併せて報告するものとする。
 - (3) 行政等、外部団体との連携
 - ・都道府県推進委員が教育委員会、学校等から要請があった時、採択に向けてのコーディネートが出来るようにする。
 - ・一財連盟では、スポーツ庁、教育委員会、日本武道館等と密な連携を図り、共催行事において効果のあるプログラムの提案や実行、その他、推進に繋がる情報交換を行う。
 - ・地域との連携においては、都道府県推進委員の相談に応じて支援を行う。
 - (4) 各行事の開催
授業での実施に向けた指導員の養成と指導法の充実
 - ・少林寺拳法未経験教諭を含めた受講者の、授業実施へ向けた指導技術の充実を図る。
 - ・「中学・高校体育授業指導者資格」を発行する。
 - ・採択校の指導案やヒヤリ・ハット等を集約し、受講者へ共有する。
- 4 結果 (終了後のイメージ)
- ・全国で100校の採択を実現し、各都道府県において一定のノウハウを身に付ける。また、実施校でのアンケート調査を行い、授業の効果や結果に対して評価をし、更なる推進に努める。
 - ・各地域において少林寺拳法が知られ親しまれることで、青少年の健全育成及び近隣の道場における見学者の増加と入会希望者の増加が見込める。

- 5 その他 「少林寺拳法指導の手引き 二訂版」及び「日武協40th指導書（書籍、DVD）」等の指導資料を少林寺拳法未経験教諭が授業において必要な技能等を確認できる資料として、授業採択に向けた環境づくりに活用する。
また、必要に応じて新しい書籍や映像資料の作成に努める。

2. 指導者の養成

【1】支部長・監督研修会

- 1 期 日 2018年 5月19日（土）～ 5月20日（日）連盟本部
 “ 6月 2日（土）～ 6月 3日（日）関西・中部
 “ 6月16日（土）～ 6月17日（日）東日本
- 2 目 的 支部長・監督として一財連盟の活動方針を踏まえて、支部種別に応じた現状と課題、指導者に求められることを再確認するとともに振興普及に向けた体制づくりを行う。また、支部運営及び指導スキルの向上の為の共有化を行う。
- 3 対 象 本部役員、支部長・監督、副支部長、コーチ
- 4 内 容 (1) 会長講話
 (2) 一財連盟の活動方針について
 ・18年度の重点課題について
 ・要望、ご意見に対する取り組みについて
 (3) 支部運営、指導の在り方について
 (4) 指導技術の確認（科目の在り方の確認）
 (5) 討議（取り組みの成果と課題について）
 (6) その他

【2】少年部指導者講習会

- 1 期 日 2018年 7月15日（日）～ 7月16日（月）東日本
 “ 9月23日（日）～ 9月24日（月）連盟本部
- 2 目 的 少年部会員の環境改善のため、指導者の資質向上を目指して、少年部指導の要点の確認とともに、指導技術の共有化を図り、振興普及に向けた体制づくりを行う。
 また、少年部指導にあたって注意すべき、安全管理面での周知徹底を図る。
 なお、支部長を対象として、支部長研修会の要点の確認を行う。
- 3 対 象 スポーツ少年団支部長及び16才以上で初段以上の会員
 ※スポーツ少年団支部長は受講義務。
- 4 内 容 (1) 会長講話
 (2) 支部長向けプログラム
 ・一財連盟の活動方針について
 ・支部運営、指導の在り方について
 (3) 少年部指導に関する講演、討議、発表等
 (4) 指導技術の研究発表、評価等
 (5) 少年部指導に関する安全管理について

【3】指導者講習会

- | | |
|-------|--|
| 1 期 日 | 2018年 5月12日(土) ～ 5月13日(日)
" 10月 7日(日)
" 11月24日(土) ～ 11月25日(日) |
| 2 目 的 | 指導者の資質向上と今後の振興普及の中心となる若手・女性指導者の育成を目的とする。 |
| 3 対 象 | 初段以上の現役会員 |
| 4 内 容 | (1) 総裁講話
(2) 少林寺拳法が目指す人づくりについて
(3) 指導者の在り方について
(4) 基本・法形の確認と実習
(5) 演武指導について
(6) 選択科目
・技術指導法について
・学科指導について
・運用法指導について
・整法・圧法研修 |

【4】支部長・監督資格認定研修会

- | | |
|-------|--|
| 1 期 日 | 2018年 5月19日(土) ～ 5月20日(日) 連盟本部
" 6月 2日(土) ～ 6月 3日(日) 関西・中部
" 6月16日(土) ～ 6月17日(日) 東日本
2019年 2月16日(土) ～ 2月17日(日) 連盟本部 |
| 2 目 的 | 支部長・監督の使命と課題を明確にし、一財連盟の支部運営に必要な知識及び少林寺拳法の指導法の修得を目指した内容の研修により、各地における振興普及の拠点となる支部の増加とその指導者の育成を目指す。 |
| 3 対 象 | 支部・少林寺拳法部の設立・交代希望者、副支部長希望者 |
| 4 内 容 | (1) 会長講話
(2) 指導者の心構え、姿勢の確認
(3) 技術の研修
(4) 技術指導法の研修
(5) 振興普及及び安全管理の研修
(6) 少林寺拳法部運営上の諸手続と具体的方法の研修
(7) 面接審査
(8) 技術審査
(9) 各種規則・規程及び制度 |

【5】支部長資格仮認定研修会（学生対象）

- | | |
|-------|--|
| 1 期 日 | 原則、大学少林寺拳法部連盟本部合宿期間中に希望者を対象として実施する。 |
| 2 目 的 | 支部長・監督としての心得と一財連盟の支部に必要な知識、指導法を修得した若手会員の育成を通して、今後の振興普及に向けた人材育成を行う。 |
| 3 対 象 | 大学・短大少林寺拳法部（大学扱いの高専も含む）の部員
（大学2年生以上かつ初段以上の現役会員であること） |

- 4 内 容 上記、大学少林寺拳法部連盟本部合宿の内容（技術、講義）に加えて、支部長・監督資格認定研修会の内容に準じる講義を実施。
- 5 備 考 (1) 面接審査、技術審査については実際に支部・少林寺拳法部を設立・交代を希望する際に、一財連盟または都道府県連盟に委託の上実施する。また、場合により、審査の際に技術修練補講も実施する。
(2) 本研修会を受講し、得られる支部長資格（仮認定）の有効期間は、原則卒業後5ヶ年。（副支部長就任も可能）

【6】学生指導研修会

- 1 期 日 2018年 7月 1日（日） 東京 日本体育大学（予定）
2019年 2月 2日（土） ～ 2月 3日（日）連盟本部
- 2 目 的 ・指導者としての自覚を深め、資質を高める。
・学生のニーズを伝え、少林寺拳法に対して、部活動に対して、何を欲しているのかを明確にする。
・指導者の常識の更新を図る。（時代にあった思考、指導法）
・継続率向上（卒業後の継続について）、会員増加（新入部員増加）に向けて、一財連盟からの必要情報公開、参加者間の情報共有を図る。
- 3 対 象 満22歳以上、二段以上の者
その他（相談に応じる）
- 4 内 容 (1) 会長講話
(2) 講義
指導者の使命とあり方、課題、会員増加、継続率向上、危機管理
(3) 技術練習（考試・審判・指導技術の向上等含む）
(4) 剛法、柔法運用法修練
- 5 募集方法 (1) お知らせ画面
(2) 都道府県連盟 理事長、事務局長宛ご案内メール
(3) 対象者宛ご案内メール（学生指導員含む）
(4) 一昨年、昨年参加者への個別案内メール（本部、東京）
(5) 会報、ウェブサイト、Facebookなどの広報媒体での案内
- 6 目標参加人数 120名（年2回）

【7】全国指導者研修会

- 1 期 日 2018年 9月15日（土） ～ 9月17日（月・祝）
- 2 場 所 千葉県勝浦市（日本武道館研修センター）
- 3 目 的 中学校武道必修化における学校特有の知識・技術・指導法の充実を図り、授業を行うのに必要なスキルを習得する。以て中学校武道必修化における、全国的な少林寺拳法指導者の養成と資質向上に資する。
- 4 主 催 公益財団法人日本武道館・一般財団法人少林寺拳法連盟
- 5 対 象 ①保健体育教員または授業の外部指導者の候補を推薦
②①が見つからない場合、各連盟の推進委員
※中学校武道必修化 特別研修会に参加いただいた以外の方
③②の都合がつかない場合、推進委員代理として、中学校武道必修化の採択を推進していただける方

- ④少林寺拳法未経験の教諭
- 6 内 容
- (1) 講義
- ・中学校授業の実際
 - ・少林寺拳法の特徴を理解した授業づくり
 - ・危機管理
- (2) 実技
- 保健体育の武道授業における基本や対人的技能、成果発表と評価
- (3) その他

【8】学校少林寺拳法実技指導者講習会

- 1 期 日 2018年 8月 8日(水) ～ 8月10日(金)
- 2 目 的 心身ともに発達途上にある中学生及び高校生を指導する指導者の資質向上と
中学校保健体育における武道授業において指導法の共有を図る。
- 3 主 催 スポーツ庁、一般財団法人少林寺拳法連盟
- 4 対 象 ①中学校及び高等学校の教員
②学校における少林寺拳法の指導者ならびにそれを目指すもの
(外部指導者を含む)
③教員志望の大学生
④少林寺拳法未経験の教諭
⑤各連盟の武道必修化推進委員
- 5 内 容
- (1) 講義
- ・指導者の使命とあり方
 - ・少林寺拳法の教え(学科指導委員会)
 - ・中学校授業の実際
 - ・少林寺拳法の特徴を理解した授業づくり
 - ・危機管理
- (2) 技術練習および実技
- 部活：考試・審判・指導技術の向上等含む
授業：保健体育の武道授業における基本や対人的技能、成果発表と
評価
- (3) その他

【9】中学校武道必修化特別研修会

- 1 期 日 2019年 1月19日(土) ～ 1月20日(日)
- 2 場 所 東京 少林寺拳法東京研修センター(予定)
- 3 目 的 これまでに延べ37校、現在は全国20数校の中学で実施されており、既に設置をされた学校の設置経緯や授業内容やその効果などについての実例を紹介し、今後の導入にあたり、現場の実情に応じた計画や予想される課題、不安事項について、質疑応答を行ったり、受講者の情報交換および一財連盟からの情報共有を行い、活動促進につなげる。
さらに授業を安全かつ効果的に実施できるよう、経験則でなく正しい知識に基づいた授業ができるよう専門家による講義を行う。
- 4 主 催 一般財団法人少林寺拳法連盟
- 5 委 託 元 スポーツ庁

- | | | |
|---|-----|---|
| 6 | 対 象 | ①各連盟の中学校武道必修化推進委員
②①の都合がつかない場合、各連盟として代理を推薦する。
※前年度の参加者以外を基本とする。 |
| 7 | 内 容 | (1) 講義 <ul style="list-style-type: none"> ・中学校授業の実際 ・少林寺拳法の特徴を理解した授業づくり ・危機管理 (2) 実技（保健体育の武道授業における基本や対人的技能、成果発表と評価）
(3) その他 |

【10】 運用法研修会

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 期 日 | 5月～10月（予定） |
| 2 | 目 的 | 安全で楽しく運用法を上達するため、技術上達のみならず、運用法修練と思想の繋がりも併せて指導を行う。 |
| 3 | 内 容 | 運用法技術の上達法、防具の着用法と使用法、運用法審査法、他 |
| 4 | 受講対象 | 初段以上、高校生以上 |

3. 各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催

並びに指導員の派遣に関する事業

【1】 少林寺拳法全国大会

- | | | |
|---|-----|---------------------------------|
| 1 | 期 日 | 2018年10月27日（土） ～ 10月28日（日） |
| 2 | 場 所 | 群馬県（高崎アリーナ） |
| 3 | 目 的 | 各都道府県代表の会員が日頃の修練の成果を発表し、共に学びあう。 |
| 4 | 主 催 | 一般財団法人少林寺拳法連盟 |
| 5 | 主 管 | 群馬県少林寺拳法連盟 |
| 6 | 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員 |

【2】 全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 期 日 | 2018年 8月 4日（土） 9：50開会（予定） |
| 2 | 場 所 | 東京都（日本武道館） |
| 3 | 目 的 | 少年少女会員が日頃の少林寺拳法の修練の成果を発表し、共に学びあう。
修練の成果を大会を通じて、共に上達することを喜びとしながら、相手と楽しみ、相手と共に輝く存在となれるようにする。 |
| 4 | 主 催 | 公益財団法人日本武道館、一般財団法人少林寺拳法連盟 |
| 5 | 後 援 | スポーツ庁、日本武道協議会 他 |
| 6 | 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（小学生・中学生） |

【3】 全国高等学校少林寺拳法大会

（兼 平成30年度全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会）

- | | | |
|---|-----|---------------------------|
| 1 | 期 日 | 2018年 8月 2日（木） ～ 8月 5日（日） |
| 2 | 場 所 | 愛知県（西尾市総合体育館） |

- 3 目 的 個人会員（高校生）が、日頃の修練の成果を発表し、共に学びあう。
- 4 主 催 一般財団法人少林寺拳法連盟、全国高等学校体育連盟
- 5 対 象 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（高校生）

【4】全国高等学校少林寺拳法選抜大会

- 1 期 日 2019年 3月23日（土） ～ 3月25日（月）
- 2 場 所 香川県（善通寺市民体育館）
- 3 目 的 個人会員（高校生）が、日頃の修練の成果を弁論、演武にて発表し、共に学びあう。
- 4 主 催 一般財団法人少林寺拳法連盟、全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部
- 5 対 象 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（高校生）

【5】全国中学生少林寺拳法大会

- 1 期 日 2018年 8月18日（土） ～ 8月19日（日）
- 2 場 所 東京都八王子市（エスフォルタアリーナ八王子）
- 3 目 的 個人会員（中学生）が一同に会し、日頃の修練の成果を発表すると共に、技術講習を通して、互いの親睦交流と技術の向上を図り、共に学びあう。また、今期より新たに論文の部を設ける。
- 4 主 催 一般財団法人少林寺拳法連盟、全国中学校少林寺拳法連盟
- 5 主 管 東京都中学校少林寺拳法連盟
- 6 対 象 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（中学生）

【6】少林寺拳法全日本学生大会

- 1 期 日 2018年11月 4日（日）
- 2 場 所 東京都（日本武道館）
- 3 目 的 学生会員が日頃の修練の成果を発表し、共に学びあう。
- 4 主 催 全日本学生少林寺拳法連盟
- 5 対 象 大学少林寺拳法部所属の学生会員
- 6 P R（集客） 会報、ウェブサイト、Facebookなどの広報媒体での案内
- 7 そ の 他 一財連盟の関わる事業として以下を支援する
 - （1）大学生拳士の活性化
 - （2）全国の仲間づくりの場
 - （3）将来の夢、希望を与える
 - （4）卒業後の少林寺拳法継続

【7】全自衛隊少林寺拳法大会

- 1 期 日 2019年 2月（予定）
- 2 場 所 錬成道場
- 3 目 的 自衛隊少林寺拳法部所属の会員が日頃の修練の成果を発表し、共に学びあう。
- 4 主 催 全自衛隊少林寺拳法連盟
- 5 対 象 自衛隊少林寺拳法部所属の会員
- 6 そ の 他 一財連盟の関わる事業として以下を支援する
 - （1）自衛隊拳士の活性化

(2) 全自衛隊少林寺拳法連盟のPR (高校生、大学生拳士に対して)

【8】各種大会

1 期 日 2018年 4月 ～ 2019年 3月
各地区連盟、学生連盟大会等を開催する。

【9】各地区学生少林寺拳法連盟合宿

1 期 日 2018年 4月 ～ 2019年 3月
2 目 的 各地区学生連盟の主催による合宿において、少林寺拳法の目的や在り方に対する理解を深め、各種技能の向上を図ると共に、学生連盟内の結束の強化を図る。
3 対 象 各地区の大学少林寺拳法部所属の学生会員
4 内 容 (1) 指導員による講話
(2) 技術修練
(3) その他

4. 会員の承認及び会員に対する指導・助言

【1】理事長研修会

1 期 日 2018年 5月20日(日) 連盟本部
" 6月 3日(日) 関西・中部
" 6月17日(日) 東日本
2 目 的 一財連盟の下部組織である都道府県連盟・各連盟の理事長としての使命と役割の確認を通じて、連盟本部との関係強化を図り、組織として統一のとれた活動による振興普及を目指す体制づくりを行う。
3 対 象 都道府県連盟・各連盟理事長
4 内 容 (1) 会長講話
(2) 都道府県連盟・各連盟理事長としての使命と役割について
(3) 一財連盟の下部組織として都道府県連盟・各連盟の運営の在り方について
(4) 一財連盟の活動方針について
(5) 発表(都道府県連盟・各連盟の活動状況について)
※事前レポートによる確認も含む。

5. 少林寺拳法の技術指導・学科指導に関する調査・研究

技術解析・研究を推進し、特に指導者の技術力、技術、学科の指導力の向上を目指す。

- 1 教材・指導書・技術DVD等の企画・制作
- 2 新型防具(胴)の開発
- 3 立合評価法競技、審判員の育成及び普及活動
- 4 立合評価法・運用法の修練法、指導法に関する資料・DVDの企画・製作

5 その他必要な事項について

6. 少林寺拳法に関する機関紙及び図書等の発行

【1】少林寺拳法普及の機会を広げ、支援・協力者（団体）を増やしていく

少林寺拳法の広報活動推進を積極的に図り、関係団体の拡張及び協力体制の強化に努める。

- 1 各種イベントへの参加
- 2 当法人の活動行事等に対して、マスコミ取材への協力及び有効活用を図る。
- 3 普及活動に繋がる見学・表敬訪問・研修等各種団体の受入れ
- 4 賛助会員の拡大を図る。

【2】出版その他

一般財団法人少林寺拳法連盟から発信される情報を正しく会員に知らせ、少林寺拳法に対する正しい理解と普及を図るために次の活動を行う。

- 1 『会報少林寺拳法』の刊行
- 2 一財連盟ホームページの運営
- 3 一財連盟 Facebook、インスタグラムの運営
- 4 連続写真で極める少林寺拳法（ベースボール・マガジン社発行）を出版

7. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流

【1】関係諸団体との連携

公益財団法人日本武道館、日本武道協議会、日本武道学会、ボーイスカウト育成会、少林寺拳法振興議員連盟、公益財団法人日本スポーツ協会等については、一財連盟の目的に沿った関係構築が必要であり、常に検証を行ってゆく。

また、国際交流基金の国際交流基金賞の推薦を行い、功労指導者を慰労する一助とする。

【2】地域社会での協力

各地域において関係諸団体との協力連携を図る。宗道臣デーや各種行事を通じて積極的な交流促進を図る。

8. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

【1】鏡開き・稽古始め

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 1 期 日 | 2019年 1月13日（日） |
| 2 目 的 | 新年度の活動方針を確認し、新年を祝い、会員相互の親睦を深める。 |
| 3 対 象 | 本部委員、部長、監督、会員、来賓 |
| 4 内 容 | 式典、稽古始め、演武披露、新春の集い、その他催し物 |

【2】宗道臣デー（月間）

- | | |
|-------|---|
| 1 期 間 | 2018年 5月 |
| 2 内 容 | 少林寺拳法の理念を、実践を通じて学び取ることを目的として、地域の状況に応じた社会奉仕活動を全国的に展開する。
具体的活動内容は、支部・少林寺拳法部・県連等の活動団体単位で検討する。 |

【3】本部修練

- | | |
|-------|---|
| 1 期 日 | 2018年 4月22日（日）
" 7月29日（日）
" 8月26日（日）
" 11月18日（日）
2019年 3月17日（日） |
| 2 目 的 | 参加者が一財連盟本部の雰囲気に触れることで、日々の修練意欲を高揚させる。 |
| 3 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の会員 |

【4】危機管理システムの充実

一財連盟の活動における阻害要因となるトラブル等を未然に防止し、また発生した危機に対して、最小限の被害で抑えることを目指した体制と危機管理マニュアルを各支部、指導者に周知徹底するとともに、さらなる改善を目指して、内容の見直し、更新を続ける。

各研修会、講習会においても、現在の社会常識、指導者の在り方などを踏まえた、指導現場に向けた現実的な危機管理プログラムを導入し、その徹底を図る。

【5】日中及び国際交流事業

- 1 少林寺拳法グループが日中国交正常化以来継続してきた日中交流事業を一層促進し、特に人材育成と人的交流に力を入れた活動を展開する。
 - (1) 訪中団派遣

事業名	「2018年 Shorinji Kempo 高校生・大学生拳士訪中団」（仮称）
実施日	2018年8月の一週間程度（予定）
訪問地	北京市、河南省、その他
参加者	少林寺拳法を学ぶ高校生、または大学生（数十名）
内 容	①中国の高校生・大学生との交流活動 ②現代中国の社会見学 ③観光
 - (2) 国内外の友好交流団体や個人との協力関係の維持・構築と情報収集
 - ①中国関係機関・団体の訪日団を接待し、意見交換と情報収集を行う。
 - ②中国大使大使館・領事館ほか日本駐在の中国関係機関・団体との相互交流を図る。
 - (3) 日中交流プロジェクト委員会による少林寺拳法グループの日中交流活動
 - ①交流活動の実施
 - ②広報活動の推進

2 海外に指導員・演武者等を派遣し、少林寺拳法の海外普及に貢献する。

(1) 日本武道代表団海外派遣

期 日・場 所	9月25日～10月 3日	ロシア
	11月 7日～11月14日	インドネシア

【6】「遺す事業」及び「足場を固める事業」

少林寺拳法創始70周年をもって、50周年記念事業は終結することとし、残余資産を引続き一財連盟にて管理するための手続きを完了する。

都道府県連盟、及び少林寺拳法グループへその報告を行う。

残余財産は、一財連盟で管理するが、継続して広く拳士へ還元するものとして活用を行う。

【7】理事会

1 期 日	年2回、および会長が必要と認めたとき
2 対 象	理事
3 内 容	事業計画、事業報告、予算・決算の審議、その他

【8】評議員会

1 期 日	事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合開催
2 対 象	評議員
3 内 容	事業計画、事業報告、予算・決算の審議、その他

【9】都道府県連盟・各連盟理事長会議

1 期 日	2018年 5月20日(日) 連盟本部 " 6月 3日(日) 関西・中部 " 6月17日(日) 東日本 2019年 1月12日(土) 連盟本部
2 目 的	「会長の意思、組織の決定事項等の伝達、各連盟間の意思疎通、情報交換の場」「各連盟からの意見・情報収集の場」とした会議とする。
3 対 象	都道府県連盟・各連盟理事長
4 内 容	(1) 議題審議 (2) 連絡・報告事項 (3) その他

【10】少林寺拳法の知的財産の保護に関する事業

- 1 各種研修会、講習会、合宿における VALUE-LEVEL-UP の講義
- 2 都道府県連盟・各連盟 VALUE-LEVEL-UP 推進委員との情報共有
- 3 都道府県連盟・各連盟における勉強会の開催支援

【11】事業課活動の拡充

- 1 少林寺拳法の教材や防具及び、SHORINJI KEMPO UNITY 発行のガイドラインに準じた商標使用物品を会員や一般の人々に提供・販売し、少林寺拳法の愛着醸成と普及の一助とする。
 - (1) 少林寺拳法グループの各法人・団体の教材・袖章・各種DVDなどを提供する。
 - (2) 指導者の指導技術の向上と共有化に役立つ補助教材を提供する。

- 拳士の技法と教えの学びに役立つ教材（書籍・DVD・DVDブック等）を提供する。
- (3) 安全対策の一環として、少林寺拳法公認防具、ミットの研究と、その販売普及を図る。
 - (4) 少林寺拳法グッズの企画開発を推進し、販売の拡充を図る。

開祖講話CD（NO. 4～26巻）、カレンダー予約販売、プレミアムグッズ、他

- (5) 指定業者との協力による物品開発と協力販売
- 2 新物品・既存物品、並びに、インターネットショッピングシステムの存在を会報等でPR強化し、会員への周知機会を増加させることで、販売促進を図る。
 - 3 大会及び各種行事、研修会等における委託販売の促進を図る。
 - 4 利益率と在庫回転率の見直し
 - 5 指定業者との連携